

第6回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年7月5日 午前 9時 5分
 閉会の日時 令和4年7月5日 午前10時00分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子	○		
6	廣瀬 淳	○		
7	岸 正二	○		
8	田中修之	○		
9	高井眞佐実	○		
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 5 番 鳥山 孝子 委員
議席 10 番 青木 明雄 委員

議事参与が制限された委員数 3 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
副事務局長 (農業振興係長) 小野 宏仲
統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之
主 任 中嶋 辰哉
主 事 儘田 早紀

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時5分>

事務局

おはようございます。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を努めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

皆さん、おはようございます。

農業委員会関係の仕事で少し遅れてしまって、大変申し訳なく思っております。着座にて始めたいと思います。

それでは、令和4年度第6回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

ただいまの出席委員は、19人中18人で、議席番号6番、廣瀬淳委員が遅れるという連絡が入っていますので、よろしくをお願いします。

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、「本日1日」としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号5番、鳥山孝子委員、議席番号10番、青木明雄委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、鳥山孝子委員と青木明雄委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。着座にて説明をさせていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、農地法第5条関係の許可番号5の57番の記載の1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和4年6月16日に意見聴取をいたしましたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。
報告書の5ページをお願いいたします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
この度の届出は、5ページから11ページに記載の番号1番から12番の12件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。
また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。
以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移

動通知についてをご説明いたします。

報告書の13ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、13ページから14ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で、報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川・伊香保地区を青木明雄委員、子持・赤城・北橘地区を齊藤由香委員より報告をお願いします。

最初に、青木明雄委員をお願いいたします。

10 番

着座にて失礼いたします。

第1班、6月28日に実施しました、第1班、渋川・伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、高橋委員、田中委員、野村委員と私、青木。事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の計6名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が5件、合計7件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに、4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は道路、西は畑、南は道路と宅地、北は道路と一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号4の2番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっています。申請地は問題ないと思えます。

次に、5条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は宅地、西と北は道路となっております。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は道路と一体利用する宅地となっております。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東と北は畑、西と南は道路となっております。申請地は問題ないと思います。

6ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と南は宅地、西は道路と宅地、北は駐車場となっております。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東は道路、西と北は畑、南は田となっております。申請地は問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、渋川・伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤由香委員をお願いします。

4 番

着座にて失礼します。

6月28日に実施しました、第1班、子持・赤城・北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、飯塚委員、内山委員、奈良委員、角田委員、事務局は吉田係長、儘田主事と私、齊藤の7名で実施しました。

子持・赤城・北橋地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が7件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに、4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は一体利用する宅地、西と南と北は畑となっております。申請地は問題ないと思われます。

次に、5条申請であります。

6ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西と南は山林、北は一体利用する宅地となっております。申請地は問題ないと思われます。

7ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は一体利用する宅地、西と南と北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の8番の現地は、東と西は宅地、南は一体利用する宅地、北は山林となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の9番の現地は、東と南は道路、西と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の10番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。8ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は畑と宅地と一体利用する転用許可地、西と南は一体利用する宅地、北は墓地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の12番の現地は、東は畑と宅地と一体利用する転用許可地、西と南は一体利用する宅地、北は墓地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で、第1班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

18番

はい、議長。18番、石田。

議長

はい、18番、石田委員。

18番

5の12番は、一回申請が出されなかったですか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

着座で説明させていただきます。

前回の総会の時には申請がございました。ただし、開発の許可が整わないということで事前に取り下げがあった件でございます。また、5条の申請の説明時に私の方から説明をさせていただきたいと思いますけれども、同様の状況になっております。以上です。

議 長 よろしいですか。

18 番 はい。

議 長 他に何かありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で、現地調査報告を終わります。
続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から6番の6件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 着座で説明をさせていただきます。
ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
議案書の1ページから2ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。
申請番号3の1番から6番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。
申請番号3の1番から3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。
2ページをお願いいたします。
申請番号3の4番から6番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので、申請されたものです。
なお、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人または世帯員等の農地のすべてについて

耕作を行うと認められることが定められております。

申請番号3の6番については、伊勢崎市農業委員会より、譲受人が伊勢崎に保有している農地において、未届けの物置が設置されているとの報告がありました。このため、6月23日、事務局にて申請代理人及び譲受人に伊勢崎市の農地に対する是正指導を行ったところ、7月4日、譲受人より、7月中には伊勢崎市農業委員会に必要な手続きをしていく旨の報告がありました。

つきましては、現段階では必要な手続きがとられていないことから、許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思っております。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から6番の6件について審議いたします。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

はじめに、3の2番及び3番の2件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、申請番号3の2番及び3番の2件について審議します。

ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書の内容について、質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の2番及び3番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の2番及び3番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 次に、申請番号3の2番及び3番の2件を除く、申請番号3の1番から6番の4件について審議します。

事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

14 番 14番、角田です。

議 長 はい、14番、角田委員。

14 番 3の6番について掘り下げてもらいたいのですが、議案書の方には面積等の中で、耕作面積18,500平方メートル、その下に貸付面積が25,000平方メートルあります。この調査書によれば野菜を栽培ということになっておりますけれども、先ほど農業委員会から伊勢崎の方へ問い合わせ、保留案件ということで説明もあったんですけども、それ以前に、これだけの貸付面積があって、実直な農業者ならば、この25,000平方メートルを足して作付けすれば、こんな不可思議な売買をしなくともいいんじゃないかと気はするわけです。それは考え次第なんですけども、いずれにしても、当農業委員会では、以前に非常に問題になったわけです。その二の舞になるんじゃないんです。現に伊勢崎の方で物置を農地に設置していると、この辺がそもそも不可思議なところでありますから、もう少し具体的に、代理人ではなく本人に状況を説明していただいて、貸付地の問題など、農業をする意思があるのか、何を栽培するのか、それをしっかり把握していただいた方がよろしいのではないのでしょうか。いずれにしましても、農地がこういうふうな状況で、実直な農業者を偽るような買い方をされたんじゃないかと、そこについてはお願いしたいと思います。以上です。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 先ほどの説明の中で、角田委員が本人に説明をとというお話があったと思いますけれども、6月23日に事務局では、申請代理人とご本人に是正の指導をお願いをしたところでございます。

また、貸付地の話でございますけれども、これにつきましては営農型太陽光発電施設用地として、地上権等貸付けをしているというような状況になっております。

また、伊勢崎の物置につきましては、ご本人の話ですと、農業用倉

庫として置いてあるということで、伊勢崎市の方に確認をいたしましたところ、届出さえしていただければ、そこは特に問題なく、移動するようなこともないです、という回答はいただいております。

議 長 よろしいですか。

14 番 営農型太陽光ってということは今初めて貸付地について説明があったわけですがけれども、その辺もきちんと営農型で作物栽培されているかどうか、今後確認する必要があるかと思うのですが、その辺もお聞かせください。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 営農型につきましては、設置者の方から毎年1回、必ずその状況の報告をしていただくことになっております。内容につきましては、年1回の報告で確認ができるというような形で考えております。

14 番 はい。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議 長 2番、高橋委員。

2 番 3の5番について、面積が大きいんですけれども、経営農地は5反、5,070平方メートルで、今回の申請で49,000平方メートルですごいなと思ったんですけれども、農業経営規模拡大のために約10倍の面積をいっぺんに買うというのはどういふのかなと思ったのですが、その辺について資料はありますか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 先ほどの農地におきましては、本人の作付けをするものということで、みかん、柿、プラム、果樹を植えるような形で申請をされております。計画の中身なんですけれども、まず、みかんを250本、柿を36本、プラムを36本ということで計画をされているような状況でございます。

議 長 貸し付け面積ですか。

事務局 貸し付けではなくて、植え付け面積の中身ということです。全体の約50,000平方メートルの中での面積ということにはなっております。

9 番 はい、9番。高井です。

議 長 はい、9番、高井委員。

9 番 ここは元ぶどう園があったところですよ。

事務局 以前は、業者さんがぶどうを作られていた場所ということで間違いないと思います。

9 番 すぐに撤退っていうことになって、全部ぶどうはこがれて更地になってるんですよ。わかりやすく言うと、約5町歩あって、みんなが不思議がっているのはそこにそういうものを植えてってというのがちょっと不思議なだけで。

議 長 今、高井委員の言うようにすでにぶどうは抜根されてるんですよ。

9 番 もう抜根されてます。

2 番 先ほど栽培計画出てきたものでいくと一割くらいしか埋まらないような面積だよ。たぶん柿だかみかんで250本、たぶん2反くらい、農業経営するにしてもこの面積でやるには。野菜ならなんとかなるんだけど、果樹経営だということ。

議 長 言えることは、3条申請なんで、我々が言う部分がないんですよ。

2 番 確かに3条ですけど。

議 長 あまり莫大な面積を売買して、農業経営の実態がないものが買ってどうするんだという、疑問符は付きますね。ただ、売買ですと疑問符が付くだけで指導する要素が無いんだよね。俺、こういうことを考えている、ということを発表されたらうちらは全てアウトだと思うんです。この件については、許可することしかないの、その辺のところ、皆さんにお諮りして、前に進めたいと思います。そのあとについては、運営委員と相談しまして、現地調査をするか、買受人さんに対して確

実に実行してくださいねという、一文は取り付けていきたいと思しますので、その辺のところでご理解を賜るしかしょうがないと思います。ですから、経過を見るということしか、今現在では発言できません。ですから、ここで、総会の場ですので、許可をしないわけにいかないので、その辺のところをご理解賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め質疑を打ち切りますので、よろしくお願ひします。

申請番号3の2番及び3番の2件を除く、申請番号3の1番から6番の4件のうち、申請番号3の6番の1件については保留とし、残りの3件については許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長 続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による申請につきましてご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議

案書に記載のとおりです。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から3番の3件について審議します。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

始めに、申請番号4の3番の1件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議 長

それでは、申請番号4の3番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号4の3番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、請番号4の3番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(退席委員 着席)

議 長

それでは次に、申請番号4の1番及び2番について審議します。

何かご質問がございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番及び2番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局

異議なしと認め、申請番号4の1番及び2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から12番の12件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
説明に入る前に、議案書8ページの申請番号5の12番については、6月29日に申請人より申請の取り下げ願いがございましたので、欠番でお願いいたします。
それでは、説明に入らせていただきます。
議案書の5ページから8ページ関連です。議案書5ページをお願いいたします。
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。
申請番号の5の1番から11番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。
申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。
申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。
なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。
申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議

案書に記載のとおりです。

6ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

7ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の9番は、下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。8ページをお願いします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の12番は取り下げとのことですので、申請番号5の12番を除く、申請番号5の1番から11番の11件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号5の12番を除く申請番号5の1番から11番の11件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の12番を除く申請番号5の1番から11番の11件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地につきましては、渋川地区、赤城地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は令和4年8月1日を予定しております。

計画概要につきましては、9ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が8人、借受人が8人、筆数が13筆、面積が1万2,475平方メートルです。この個別の内訳は、10ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決くださりますようよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表、番号6番の1件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議 長 それでは、番号6番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号6番の1件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号6番の1件については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(退席委員 着席)

議長 続きまして、番号6番の1件を除く、番号1番から13番の12件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号6番の1件を除く、番号1番から13番の12件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号6番の1件を除く、番号1番から13番の12件については承認することに決しました。
続きまして、議事日程第12、議案第5号、渋川市農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい。事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第5号、渋川市農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてをご説明いたします。
議案書の11ページをお願いいたします。

農業委員会等に関する法律第23条の規程により、下記の渋川市農地利用最適化推進委員の辞任について、農業委員会の同意をお願いするものです。

次に、内容についてご説明いたします。

渋川市半田地区の農地利用最適化推進委員であります田中治夫氏から、6月17日付けで辞任届の提出がありました。辞任理由については、健康上の理由により農地利用最適化推進委員を辞任させていただきたいとのことで、正当な事由に該当すると思われまます。

農業委員会等に関する法律第23条の規程により、推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができることとなっております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご同意くださりますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより審議を行います。辞任の同意についての質疑でありますので、慎重をお願いいたします。何かご意見ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号、渋川市農地利用最適化推進委員の辞任の同意については、同意することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、原案どおり可決します。

以上をもちまして、第6回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時00分>